



熊本県公報

目次

告示	保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	一
	熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正	(会計課)	二
	リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱		二
	道路の区域変更	(道路維持課)	二二
"	"	"	二二
	電子計算組織(映像システム技術課用)の購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	(用度課)	二三
	電子計算組織(情報技術課用)の購入に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	"	二四
	熊本県林業研究指導所林業技術研修センター運営要項の一部を改正する要項	(林政課)	二五
	地下水保全目標の一部改正	(環境保全課)	二五
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項	(経営金融課)	二五
公告	くまもと県民交流館総合情報システムの購入に係る落札者の決定	(用度課)	一六
	電子計算組織(映像システム技術課用)の購入に係る一般競争入札の実施	"	一六
	電子計算組織(情報技術課用)の購入に係る一般競争入札の実施	"	一八
	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	一九
	宅地建物取引業法に関する公開の聴聞	"	一九

地籍調査成果の認証

登載 依頼

(農村整備課) 二〇

ユニバーサルデザイン懇話会の会議の開催 (ユニバーサルデザイン懇話会) 二〇

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催 (芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 二〇

芦北地域保健医療推進協議会の会議の開催 (芦北地域保健医療推進協議会) 二二

幼児教育振興対策協議会の会議の開催 (幼児教育振興対策協議会) 二二

熊本県立美術館協議会の会議の開催 (熊本県立美術館協議会) 二二

告示

熊本県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代郡泉村大字椎原字椎原一九一(次の図に示す部分に限る。)
- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - (1) 字椎原一九一(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葉木四七の一(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第四十七号

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成十四年一月二十三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県指定金融機関事務取扱要領(昭和六十年熊本県告示第二百七十一号の十)の一部を次のように改正する。

別記第十五号様式から別記第十八号様式までを次のように改める。

